

平成18年3月29日

知的財産戦略本部 御中

社団法人日本芸能実演家団体協議会  
実演家著作隣接権センター

## 知的財産推進計画 2006 の策定についての意見

演劇、音楽、舞踊、演芸、映画などの芸能71団体で構成する弊法人は、「知的財産推進計画2006」の策定しに関し、文化芸術の観点から意見を申し述べます。

### 1. 計画見直しにあたって

コンテンツをいかに文化創造国家をめざし、継続的な「コンテンツビジネスの飛躍的拡大」の課題整理と解決の方向性の模索、さらに「知的財産推進計画2005」では「ライブエンターテインメントの振興」を視野に加え、一步一步具体的な検討が進められていることを、高く評価いたします。

また、本年2月にまとめられました「デジタルコンテンツの振興戦略」ではクリエイターを大切にすることを示され、「ユーザー大国」「クリエイター大国」、「ビジネス大国」をめざし、3つの目標を同時に実現することが重要であるとの方向が打ち出されたことに賛意を表するものであります。

この目標が同時に達成されるためには、クリエイター活動環境の整備が十分に検討され、政策が形成される必要があります。そのためには実演芸術の創造プロセスの理解が必要と考えます。それは「コンテンツ」も「ライブ」も共に、時間軸と空間軸のズレは存在しますが、プロデューサー、芸術スタッフと実演家の協働的、集団的な作業から生まれると言う事実認識です。さらに「映像や音楽のコンテンツ」、「舞台芸術」の実演については、生身の人間がリハーサルから本番までの創造の現場に立ち、実演家の精神的、身体的な営為によって作品が生まれ、その質を決するという特徴があることです。そして併せて重要なことは実演芸術の担い手は、一朝一夕に出来るものではなく長い年月をかけて一人前になるという事実です。

クリエイターとしての実演家等の創造活動の環境を豊かなものとするためには「現場」を成立させるための諸施策と創造された作品の活用に関する条件整備が必要で有効と考えます。端的に言えば、作品を創造・制作する事業組織と実演家の「現場就労」の契約条件と「作品再利用」の契約条件を職業継続が持続可能な適正なものとする必要があります。

さらに作品の質を高めるためのクリエイター、実演家等の能力向上の政策の充実が上げられます。

このような観点から芸術創造を活性化するために必要な方策について「豊かなコンテンツをつくりだすための人材の育成と確保」、「豊かなコンテンツの利用促進のための必要な条件」の施策について以下に提言いたします。

なお、音楽CD再販制度の廃止議論が進められていますが、伝統音楽からポップスまで多様な音楽が存在し、その存在が新しい音楽の創造に活用されてきた日本において必要な制度であり、存続が適当と考えます。文化の創造と発展を考える場合、地球上の多様な生物種の保護が必要であるのと同様に経済市場原理だけでなく、多様な文化の存在を図る仕組みをさまざまな施策で対応することが必要と考えます。

## 2. 豊かなコンテンツをつくりだすための人材の育成と確保

### 1) 芸術家のキャリア・ステージを配慮した生涯にわたるキャリア・サポート機能整備を現職者研修の充実が必要であること

芸術家のキャリア形成を考えると養成—就業—職業継続と能力開発—転業・退職のステージがあり、その生涯にわたって芸術家の能力を高め、質の高い作品を創造するための養成と研修の仕組みの設計が必要となります。

芸術家を志す若者は、プロとして厳しい競争の中で評価を受け、地位を確立する過程を経るわけですが、誰でもが芸術家に成れる訳でないといった多大の養成リスクが存在します。新人育成の観点から見ると、音楽、美術については教員養成を目的としたものが中心とはいえ国の大学・大学院が整備されています。演劇、オペラ、バレエは新国立劇場、能楽、文楽、歌舞伎などの伝統芸能は国立劇場など独立行政法人日本芸術文化振興会、映像について近年、東京芸術大学で開講されるなど、公的なものとしてはまだ限られていますが、「デジタルコンテンツの振興戦略」の中で充実の方向で検討が進んでおり、実現が待たれところであります。

しかし、就業後の能力充実、能力拡大、職業移転（プロデューサーなどへの転換も含む）などの能力開発についてはまだまだ不十分であります。芸能分野での相違は存在しますが、芸術家のキャリア形成は、概括すると幼少期から20歳前後の養成期、20歳代に参入期を迎え、35歳から45歳代に多数の芸術家の職業離職期、45歳以降安定期を向かえる構造にあります。芸術の創造環境を豊かにするためには、新人の発掘・養成だけでなく、キャリアを積んだ層、30歳以降の能力開発、人的資源の有効活用の意義は大きなものがあります。

この層への芸術団体が行う教育システム開発とその実施機構の整備が重要であり、「知財推進計画2006」の策定に当たっては、映画産業振興機構とならんで芸術家等のためのキャリア・サポートセンター機構を検討し、その実行を支援する必要があると考えます。

### 2) コンテンツとライブともに出演についての基本的ルールの形成の支援を

#### 新たな項目を設定しての新たな内容の課題提示が必要であること

実演家の就労は、仕事ごとによって変わる「事業者」との契約による出演を行い、芸能分野や

舞台、テレビ、映画、音楽などは媒体による差異は存在しますが、仕事は長期かつ安定的なものではなく「断続的」で、多くは「日雇いの」であります。このような不安定な環境および実演家の仕事が表現の場を得なければ評価を受けられないという性質からくる要因により、実演家の出演依頼に関わる契約上の立場は弱いものとなる傾向があります。また芸能の現場では、事業者と出演者は、これまでの慣行や現場の繁忙等によりほとんどは書面による契約書（締結平均 8.5%『芸術家の活発な創造活動の推進のための調査研究』2003 芸団協）を結ぶことなしに出演を行ってきました。

しかしながら近年の多様なメディアの出現、事業者新規参入、制作現場の幅の拡大、予期せぬ事故の発生、従来では考えられない多様な利用の拡大により、相互の責任と義務を明確に定める必要性が高まっています。

この課題解決のためには、作品を創造・制作する事業組織と実演家がともに出演の責任と義務、スケジュール変更、キャンセル条項、事故の補償、再利用条件など基本的なルールについて共通認識を持ち、安心して仕事に取り組める透明性の高い、相互の信頼関係により形成される基本ルールとしての約款を策定する必要があります。

そして、この基本ルールとしての約款に基づき、個々の仕事について「作品内容」、「報酬」「スケジュール」等の個別条件を取り決める個別契約を締結するトータルな作品制作標準システムの構築が必要な時期にきたと考えます。

この基本ルールは関係者間の話し合いに基づき形成する必要があり、その話し合いのテーブルの設置、その促進と支援が必要であると考えます。芸団協としても現在、このようなシステムについて研究しており、積極的に貢献する用意があることを申し添えます。

これにより、現在十分ではない芸能制作現場の事故に対する補償が「漏れなく」「公平に」「十全に」行われる制度をつくり、労働者災害補償保険制度の適用も含め可能となる道が開け、「その能力を向上させ、十分に発揮でき、安全で安心して活動に取り組める環境の整備」（『文化芸術の振興に関する基本的な方針』2001 閣議決定）の実現が可能となります。

なお、「知的財産推進計画 2005」において、「実演家の活動環境を整備する」事項は「ライブエンターテインメントを振興する」項で扱われていますが、この課題は先に述べたとおりコンテンツとライブとは共通する課題であり、「知財推進計画 2006」の策定に当たっては、基本的ルールの形成を踏まえ内容で、新たな別項目で扱うことが相応しいと考えます。

### 3. 豊かなコンテンツの利用促進ための必要十分な条件を

#### 1) 私的録音録画補償金制度の積極的役割を認識し評価すること

この問題は、2003年7月の「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」によって取り上げてから今日に至るまで、未だに解決の糸口を見出すことができていません。これまで著作権分科会の法制問題小委員会における議論は、ネットワークおよびパソコンの普及による私的複製の拡大とそれによって著作者並びに実演家らが被る不利益を調整する

ための補償金制度がもつ意義及び積極的な役割を評価するというよりも、「私的複製の実態解明」といった一見して合理的で、実は制度誕生の根本趣旨に反するような主張の立証に重点を置かれてきました。このような状況を続けていけば、補償金制度は事実上機能せず、著作者らの権利が無視されることになりかねません。よって「知財推進計画2006」の策定に当たっては、政府が私的録音録画補償金制度の見直しについて主導的な役割を果たし、より一層積極的かつ具体的に取り組む方策を明記すべきであると考えます。

## 2) 視聴覚的実演に係わる実演家の経済的権利の早期確立すること

わが国は、「コンテンツビジネス振興」の国家戦略を掲げていながら、コンテンツの創作に常に大きな貢献をしている俳優などの映像実演家には、未だに経済的な権利を付与していません。例えば、俳優たちが出演した映画等の映像コンテンツがいくら放送されても、或いはDVDとして販売されても、俳優たちは二次使用料を受け取ることができません。なぜなら、わが国の著作権法は、実演家にこのような権利を認めていないからです。

コンテンツビジネスの振興は、著作者をはじめ、実演家ら創作者へ利益還元できる法的基盤を持たなければ、公正かつ円滑な利用は難しく、よって「知財推進計画2006」の策定に当たっては、もう一度創作者保護の観点から法改正および実演家への権利付与を早急に検討し、具体的な対策を明記すべきであると考えます。

## 3) IP マルチ・キャストイングにおける実演家の権利を確立すること

コンテンツビジネスの振興に伴って、IP マルチ・キャストイングの著作権法上の扱い方をめぐる議論が活発化しています。実演家は、その議論の行方を注意深く見守っていると同時に、実演家の権利を尊重せずに物事が運ばれ或いは利益還元と利益配分の枠組み外に実演家が置かれてしまうおそれのあることに関しては、常に懸念を抱いています。現行著作権法上の実演家の権利は、音の実演と映像の実演とで権利の内容と構成が異なり、一度映画の著作物に固定された映像実演のその後の様々な利用については、実演家には未だに経済的な権利を認めていません。また、実演を利用した放送と送信に関しても複雑な権利制限を受けています。IP マルチ・キャストイングの著作権法上の扱い方を議論するにあたっては、これら現実問題の解決を回避せず、より大局的な観点から権利者と利用者双方にとって公平かつ柔軟な制度設計と構築を目指す姿勢が必要不可欠でしょう。よって「知財推進計画2006」を策定する際に、この問題については、政府が上述の基本姿勢を明確に打ち出すべきであると考えます。

## 4) 実演家の肖像等の保護を行うこと

これまで本法人をはじめ、日本音楽事業者協会及び肖像パブリシティ権擁護監視機構などが、民間での実演家の肖像等の不正使用への対策や普及啓蒙活動を行ってきました。しかし、これでは決して十分な対応とは言えません。政府レベルでも積極的に取り上げることを強く要望します。具体的には、不正競争防止法の改正による対応に止まらず、政府関

係省庁及び関係者間において、独自立法も視野に含めた実演家の肖像等の保護のあり方に係わる議論を継続する必要があります。「知財推進計画2006」を策定する際に、政府がこの基本姿勢を明確に打ち出すべきであると考えます。

以上